

## 千葉県骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、千葉県骨髄等移植ドナー支援事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定め、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者等及びその者が就業する事業所に対し、千葉県骨髄等移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、骨髄等の提供者等の負担を軽減し、骨髄等の移植の推進及びドナー登録の増加を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める。

- (1) 「ドナー」とは、骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した者（以下「提供者」という。）又は骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に当該骨髄等の採取が中止となった者（以下「中止者」という。）をいう。
- (2) 「ドナー休暇」とは、骨髄バンク事業において、骨髄等の提供にあたって必要な検査入院等のために取得する特別休暇をいう。
- (3) 「骨髄等の提供にあたって必要な検査入院等」とは、次に掲げるものとする。
  - ア 確認検査、健康診断又は自己血採血等のための通院・入院
  - イ 最終同意のための面談
  - ウ 骨髄等採取のための入院
  - エ その他骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院・入院

### (助成金の交付)

第3条 本事業は、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、助成金を交付して行う。

### (助成対象者)

第4条 本事業の助成対象者は、次の条件を全て満たす者であることとする。

#### (1) ドナー助成事業

- ア 骨髄バンクから提供者又は中止者に該当することを証明する書類の交付を受けている者
- イ 骨髄等の提供日又は骨髄等の採取が中止となった日の時点で、市内に住所を有する者
- ウ 他の地方公共団体により、助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていない者

#### (2) 事業所助成事業

ドナー助成事業の対象となる者が就業する国内の事業所（国、地方公共団体及び独立行政法人の事業所を除く。以下同じ。）

### (助成金の額)

第5条 本事業の助成金額は、次のとおりとする。

(1) ドナー助成事業

骨髄等の提供にあたって必要な検査入院等に要した日数について、1日につき2万円を助成する。ただし、7日間を上限とする。

(2) 事業所助成事業

前条第1号に規定する助成対象者がドナー休暇を取得した場合、1日につき1万円を助成する。ただし、7日間を上限とする。

(助成金の交付申請)

第6条 本事業の交付申請は、次のとおりとする。

(1) ドナー助成事業

助成金の交付を受けようとする者は、千葉県骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書(ドナー助成用)(様式第1号)に、それぞれ次のアからウまでに掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

ア 骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を完了したこと又は骨髄等の提供の最終同意を行った後に骨髄等の採取が中止されたことを証明する骨髄バンクが発行する書類

イ 市内に住所を有することが確認できる書類

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 事業所助成事業

助成金の交付を受けようとする事業所は、千葉県骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書(事業所助成用)(様式第1号の2)に、それぞれ次のアからエまでに掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

ア ドナーとの雇用契約が確認できる書類

イ ドナーがドナー休暇を取得した日数を確認できる書類

ウ 当該事業所がドナー休暇を導入したことを確認できる書類

エ その他市長が必要と認める書類

(申請期限)

第7条 助成金の交付申請の期限は、以下のいずれかの日の翌日から起算して1年以内とする。

ア 提供者が、骨髄等の採取に伴う入院をして退院した日

イ 中止者が、骨髄等の提供に係る最終同意のための面談を行った日又は最後に通院・入院を行った日のうち、いずれか遅い日

(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請を受けたときは、速やかに審査を行い、千葉県骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付(不交付)決定通知書兼額確定通知書(様式第2号。以下「決定通知書兼額確定通知書」という。)により当該申請をした者又は事業所(以下「申請者等」という。)に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 申請者等は、前条の規定により、交付を可とする決定通知書兼額確定通知書を受けたときは、千葉県骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付請求書(様式第3号)

を速やかに市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 市長は、助成金の交付決定を受けた助成対象者が、次の各号のいずれかに該当することにより交付決定を取り消す場合は、規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定により、千葉県骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付決定取消通知書(様式第4号)を、助成対象者に通知するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、助成金を交付する旨の決定を受けたとき

(2) この要綱の規定に違反したとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき

2 市長は、助成対象者の交付決定を取り消した場合において、規則第18条第1項の規定により助成金の返還を命じるときは、千葉県骨髄等移植ドナー支援事業助成金返還命令書(様式第5号)により、助成対象者に通知するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に骨髄・末梢血幹細胞の提供を行った者から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に骨髄・末梢血幹細胞の提供を行った者から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に骨髄・末梢血幹細胞の提供を行った者から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に骨髄・末梢血幹細胞の提供を行った者から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行し、同日以降に骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請を行った者から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉県骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に骨髄等の提供を完了又は採取が中止となった者から適用し、施行日前の骨髄等の提供を完了又は採取が中止となった者については、なお従前の例による。

## 千葉県骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー助成用）

(宛先) 千葉市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

千葉県骨髄等移植ドナー支援事業助成金の交付について、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

## 1 申請内容

フリガナ		生年月日	年 月 日生
ドナー氏名			
ドナー住所	〒 _____ (日中に連絡をとることができる電話番号) 電話 ( )		
ドナー勤務先等 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体 <input type="checkbox"/> 独立行政法人 <input type="checkbox"/> ドナー休暇制度がある事業所 <input type="checkbox"/> その他の事業所 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
ドナーの別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 骨髄等の提供を完了した者 <input type="checkbox"/> 骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に骨髄等の提供が中止となった者(※)		
骨髄等採取日 (又は中止日)	年 月 日	申請金額	円

## 2 確認事項 (確認後□にチェックを入れてください。)

- 私は、他の地方公共団体により助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていない者であることを誓約します。

## 3 添付書類

- (1) 公益財団法人日本骨髄バンク (以下「骨髄バンク」という。) の骨髄バンク事業に関する手続きがなされたことを証明する骨髄バンクが発行する証明書
- (2) 市内に住所を有することが確認できる書類 (住民票、運転免許証の写し等)
- (3) 骨髄バンクより送付されたコーディネート終了のお知らせの写し (※に該当する方のみ)

## 4 追記事項

ドナーが勤務先のドナー休暇制度を利用した場合、その国内の事業所 (国、地方公共団体及び独立行政法人の事業所を除く) は、事業所助成事業の申請が可能です。

## 千葉県骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所助成用）

(宛先) 千葉市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

担当者メールアドレス \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

千葉県骨髓等移植ドナー支援事業助成金の交付について、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

## 1 申請内容

事業所名	
フリガナ	
代表者職氏名	
事業所所在地	〒 _____
電話番号	
ドナー氏名	
ドナー休暇を 取得した日	(計 _____ 日間)

## 2 確認事項（確認後□にチェックを付けてください。）

- 他の地方公共団体により助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていないことを誓約します。

## 3 添付書類

- (1) 雇用証明書（雇用契約書の写し、在職証明書等）
- (2) ドナーがドナー休暇を取得した日数を確認できる書類
- (3) ドナー休暇制度が導入済みであることを確認できる書類（就業規則の該当部分の写し等）

千葉市指令 第 号  
年 月 日

様

千葉市長 印

千葉市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付（不交付）決定兼額確定通知書

年 月 日付け申請のあった千葉市骨髄等移植ドナー支援事業助成金について、次のとおり決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

交付の可否	可 ・ 不可
交付申請額	円
交付決定額	円
交付確定額	円
不可の場合理由	

審査請求等について

- 1 この処分について審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉市骨髄等移植ドナー支援事業助成金請求書

(宛先) 千葉市長

請求者 住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は

代表者名 \_\_\_\_\_ (※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

(※) ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

<法人の場合>

本件責任者氏名 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定があった千葉市骨髄等移植ドナー支援事業助成金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求金額		円		
振 込 先 口 座	金融機関名	銀行・信用金庫		本店・支店
		信用組合・農協		出張所
	預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
	口座名義人 (カナ)			

※請求者名義以外の口座には振込できません。

※通帳等のコピー(銀行名、支店、口座番号、口座名義人がはっきりとわかる鮮明なもの)を添付してください。

千葉市達 第 号  
年 月 日

様

千葉市長 印

千葉市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により通知した千葉市等骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

交付決定額	円
取消額	円
取消事由	

審査請求等について

- 1 この処分について審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市達 第 号  
年 月 日

様

千葉市長 印

千葉市骨髄等移植ドナー支援事業助成金返還命令書

年 月 日付け 第 号により交付決定を取消した補助金について、千葉市補助金等交付規則第18条第1項の規定により、次のとおり返還を命じます。

交付決定額	円
返還金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	

審査請求等について

- 1 この処分について審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。